

## 明石市社会的養育推進計画について

本市における今後10年間の社会的養育にかかる総合的な計画である「明石市社会的養育推進計画」（以下「計画」といいます。）の案をとりまとめましたので以下のとおり報告します。

### 1 計画の趣旨

本市における今後10年間の社会的養育の総合的な計画として行政、関係機関、さらには市民がこれを共有し、実施体制の整備及び養育の質の向上を着実に図っていくために策定します。

### 2 計画期間

2020年度から2029年度までの10年間

### 3 計画の概要（内容は別紙計画案を参照）

- (1) 明石市における社会的養育の推進の基本的考え方及び全体像
- (2) 明石市における総合的な子ども支援
- (3) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）
- (4) 各年度における代替養育を必要とする子どもの見込み
- (5) 里親委託の推進に向けた取組
- (6) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- (7) 社会的養育推進のための施設との連携
- (8) 社会的養育自立支援の推進に向けた取組
- (9) 一時保護の在り方
- (10) 明石こどもセンターの運営

### 4 意見募集（パブリックコメント）の実施

2020年1月1日から1月31日までの期間で意見募集（パブリックコメント）を実施した結果、1件（1名）の意見応募がありました。

ご意見及びご意見を踏まえての対応については以下の表のとおりです。

主なご意見	対応
平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律において、「家庭養育優先原則」以外にも、子どもの権利主体性や社会のあらゆる分野において、子どもの意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されなければならない旨が規定されており、これらについても本計画の基本的考え方において明記してほしい。	素案においては、一人ひとりの子どもの思いに適った健やかな育ちと自立を実現できる計画とすることや、当事者である子どもの意見を踏まえるとともに子どもの権利擁護の取組の推進に資する計画とすること等を記述し、児童福祉法に定める子どもの権利主体性や子どもの意見の尊重に資する計画とすることを明確にしておき、今後、子どもの権利擁護の充実を図ってまいります。

### 5 今後の予定

本年3月末に計画を策定し、公表する予定です。